

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する 政令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和5年10月30日（月）から令和5年11月28日（火）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1．実施期間

令和5年10月30日（月）～令和5年11月28日（火）

2．意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）
29	0	29

3．事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。政令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

動物愛護管理法施行令	規定内容	意見の種類数
政令第5条第1号～3号	マイクロチップの手数料	15
その他		7

4．寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答

別紙参照。

5．意見の募集（パブリックコメント）へ提出された意見（全文）一覧

別添参照。

寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答

No.	主な意見の概要	意見の理由	回答	件数
1	マイクロチップの手数料に関する意見			
1-1	手数料の値上げのためには、第三者委員会の設置及び、見直しのための客観的な根拠を公開すべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料値上げの原因を十分に分析、検討、公表することは不可欠であり、第三者など関係者を交えた委員会等の設置を求める。 ・当初の試算案及び、今回改正に至った試算案の詳細(登録件数、収支報告書、運営計画書等)を公開すべき。 	<p>本手数料の見直しを検討するに当たっては、会計事務所に依頼し、決算書類の精査を行い、当該会計事務所からの指摘を反映した決算書類の結果に基づいて実績ベースで収支状況を確認のうえ、各手続の実費を勘案し、手数料額を新たに定めることとしました。</p> <p>なお、今後登録件数等について、公開することを検討していきます。</p>	7
1-2	手数料の値上げを行う前に、経費削減や努力義務が課されている所有者による登録件数を増やす努力が必要である。また、それらに関して行われた対策について内容を公開すべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・こんなにも早く値上げするのは熟慮と計画不足を感じる。 ・値上げを行う前に、自助努力をすることが最優先。 ・改正の趣旨に「情報登録システムの改善及び更改等のための費用の増加」の件に関して、半年と経たずシステムの改善、変更をすることは疑念を抱く。 ・マイクロチップ装着を業者だけが罰則付きで義務化され、飼育者は努力義務としたから登録数が少ないのではないか。 ・努力義務の者の登録を促進するための対策を行っていないのではないか。 ・一般飼い主が全員名義変更を実施していないのではないか。 	<p>経費削減については、指定登録機関において、コールセンター業務の一部見直しや、紙申請による手続業務の一部内製化等を実施してまいりました。また、犬又は猫を購入した飼い主の所有者変更手続の推進や努力義務が課されている所有者の犬及び猫の登録件数を増やす試みにつきましては、環境省においてもリーフレットの作成や、イベント(動物愛護フェスティバル等)等において普及啓発を行ってきたところです。引き続き、指定登録機関と協力しつつ運営の効率化及びマイクロチップのさらなる普及に努めてまいります。</p>	6

1-3	5-10年の施行実施状況データを蓄積してから手数料改正の検討をすべきと考える。	・マイクロチップ本体や装着手数料に飼育者の負担増が大きい上に登録にかかる手数料を早々に値上げすることは平準化や普及に大変大きな影響が出ると思われる。	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。今次改正は、現行の手数料額が実費に照らして少額であることを踏まえ、改めて検討を行ったものです。	1
1-4	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて増加傾向にあった犬又は猫の新規飼養頭数の減少の見込み等の今後の見通し」とあるが、その見通しの根拠が不明であり、手数料の値上げの理由として不十分であると考え	・現行の手数料を決めた時に、コロナ禍における犬猫の新規登録数の増加傾向が今後も続くと思込んでいたというのは、あまりにお粗末である。	一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査を根拠に今回の試算をしています。同調査を基に環境省で登録等の件数の推計を試算したところ、感染拡大期の影響を受けて、犬及び猫の新規飼養頭数が増加傾向であったことが確認されました。今後は、同感染症拡大の鎮静化に伴い、新規飼養頭数が減少することで登録等の件数の推計が感染拡大期を含む10年間（平成25年から令和4年まで）の1年当たりの平均登録件数に減少すると仮定しました。	2
1-5	値上げ改定の必要はない。	・ペットショップがブリーダーから仕入れた際や、飼い主がペットショップから購入した際など、所有者が変更されるたびに変更登録が必要なため、実質販売犬猫1頭にかかる手数料は従来より大幅に上がるため。	手数料の試算には新規の登録頭数だけではなく、変更登録等の数も含んでいます。なお、法第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」定めるところ、今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしたものです。	1

1-6	既存の民間の登録事業者に登録されている犬及び猫の情報を国の登録情報へ移行させることを促進せずに、手数料を増額することは納得できない。	・そもそも一度法律で決まったあとの議論であること、また、2022年6月から環境省が運営元となったことを、AIP0登録者に移行の告知案内等をせず、それにより移行登録者が少ないことにより、一件あたりの手数料額が実費に照らして過少であるとして手数料を上げるというのは納得できない。	引き続き、登録等を促すため、マイクロチップ制度のさらなる普及に努めてまいります。	1
1-7	動物取扱業関連の手数料は無償化を検討いただきたい。	・施行直後からの動物取扱事業者からの問い合わせによる負担は、時間が経つにつれ軽減されているのではないか。一方で一般の飼い主からの問い合わせによる負担比率が上昇していると考えられるのではないか。	法第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしました。	1
1-8	動物取扱事業者より、一般の飼い主から手数料を多く徴収すべきと考える。	・業者登録の際にかかる費用を軽減してほしい。 ・一般の飼い主さんに譲渡する際に登録料金として1000円ほど徴収すればいいと思う。	法第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」と定めており、実費の上では、申請主体が動物取扱事業者であるか否かで相違が生じないことから、手数料の額についても違いを設けていません。	1
1-9	努力義務のマイクロチップ未装着の犬猫に、国としてMC装着を推進するさなかで、時期尚早な手数料の値上げは、これらの施策に影響が生じる。		環境省として、引き続き、逸走した犬及び猫の早期返還の促進等のため、マイクロチップの装着及び登録の重要性について周知に努めてまいります。	1
1-10	指定登録機関が獣医師会の1機関で妥当か、もしくは当初の登録料300円で運営できる業者はないか、などもう一度指定登録機関の見直しが必要ではないか。	・登録機関の選定を行った環境省に問題がある。 ・マイクロチップ装着の義務化が施行される以前、民間の登録業者が何社もあった。 ・半年と経たずして値上げをするのは、十分な計画がなされず、マイクロチップ装着の運用を環境省もしくは何らかの圧力で急ぎすぎた結果ではないかと考えている。	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

1-11	「飼育頭数減少の見込み」とされているのに、手数料が値上げされることに矛盾を感じている。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育頭数が減れば事務作業等の労力も減ると考えるため。 	<p>情報登録システムの維持費等、飼養頭数が減少しても削減されない固定費（情報登録システムの保守運用費用等）もあります。</p> <p>また、法第 39 条の 25 第 1 項において手数料は、「実費を勘案して」と定められています。今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしたものです。</p>	1
1-12	手数料をワンコイン(500円)にすべきであると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在レース鳩は生後 7 日目頃に装着するつなぎ目のない脚環で管理されており、100%の装着率である。 ・飼い主が負担するのは脚環代、登録料込みで 140 円だけであり、あとは協会が飼い主不明などで問い合わせがあれば完璧に対応している。 ・犬の装着率が 100%にならないのはその費用面もあると考える。 ・ワンコインなら現未装着犬の装着も望むことができる。 	<p>法第 39 条の 25 第 1 項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。</p>	1
1-13	実費に対して少額という理由で値上げをするのはおかしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料額が実費に対して少額だから上げることに、企業じゃないのに何をいっているのか。 ・国には利益は必要なく、予算がある。 ・増額は事業者にとっての負担が増加する。 	<p>法第 39 条の 25 第 1 項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。</p>	5

1-14	動物取扱業者等は飼養管理基準の改正により経営状況が悪化しており、手数料の増額に反対、又は、慎重な検討を求め。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育管理の基準が改正されほとんどのブリーダーやペットショップの経営状況が圧迫されている。 ・ペットの飼育に関する費用（ペットショップ、ブリーダー及び、飼育者含む）が高騰していることで、飼い主がペットを手放すことを余儀なくされる可能性がある。 ・小規模・零細事業者の廃業が増加することも想定され、ブリーディングを通じた種の保存への影響が懸念される。 	法第 39 条の 25 第 1 項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしたものです。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	4
1-15	マイクロチップの登録情報の訂正、登録証明書の再発行のための手数料を無料にして欲しいと考える。		法第 39 条の 25 第 1 項の第 2 号において、登録証明書の再交付を受けようとする者は手数料を納めなければならないとされています。なお、所有者の変更を除く登録事項の変更については、無料で手続きが可能です。	3
2	その他に関する意見			
2-1	本来「登録事項の変更」をするべきところ、誤って「変更登録」をしてしまう人がいるため、間違えないよう情報登録システムの案内をわかりやすくするべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の案内が分かり難く、所有者変更登録で手続きしてしまう者が多く見られる。 ・犬の飼い主は誤って必要のない手数料を支払っている。 ・飼い主が同じなのに所有者が変更されたとして特例通知を受けた場合、自治体も混乱してしまう。 ・余計な手数料を徴収しないように整備するべき。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

2-2	特例通知を郵便番号で自治体へ通知するのであれば、郵便番号は必ず正確に入力されるシステムとするべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号が誤っていた場合、特例通知が犬の所在地と異なる自治体に通知される可能性がある。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
2-3	飼養者や事業者、自治体の更なる利便性の向上のため、狂犬病予防法に基づく登録をマイクロチップの登録に一本化するべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回、登録のたびに保健所へ行き鑑札をもらい費用を払うのが手間である。 ・新規登録および所有者変更登録が正しく行われ、本来あるべき登録件数となることによって、相対的にコストを減らすことができるのではないか。 ・現在、飼い主や事業者は地方行政と環境省への二重の登録が強いられている。(特例制度に参加している市区町村を除く) 手間と費用は大変重い。 ・販売に供される犬は、原則全頭マイクロチップ登録になっている一方で、未だ鑑札と狂犬病済票の交付を受けなければならないのはおかしい。 ・環境省のマイクロチップのシステムと厚労省の犬の登録台帳が一本化されることになれば、自治体間における速やかな共有や手続きが簡略化され、ひいては所有者の不要な手間や時間、コストの削減が図れると想定され、登録手数料の改定(値上げ)に対する理解は深まると考える。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	7

2-4	マイクロチップの装着は任意とするべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・断尾や断耳をやらない方針に進んでいるのに、リスクを背負って無理やりマイクロチップを入れるのはどうかと思う。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
2-5	所有している犬猫に対してマイクロチップ装着の対象外とされる団体や飼い主に対して、装着を義務化すべき考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・努力義務である第二種動物取扱業（保護団体等）が飼養する犬猫やブリーダーが改正前から飼養している犬猫に対するマイクロチップ装着は義務化されておらず、不公平である。 ・1頭でも多くの動物を飼い主の元に返還できるようにして欲しい。 ・平時から生死にかかわらずペットと思われる動物にマイクロチップの読み取り確認実施を習慣づけておくことは、災害時の復興を促進する手助けにもなり、国民（飼い主）の心を守る事にもつながると考える。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
2-6	マイクロチップ装着の意義や目的等、制度全体の根本的な見直しが必要でないかと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ装着に対する意義が曖昧である。 ・マイクロチップ装着に関する健康被害の報告がある。 ・飼い主の登録は未だに進展しているとは到底言い難い状況にあると考える。 ・マイクロチップ制度にかかわる諸問題は制度設計そのものに欠陥があると考ええる。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
2-7	捨てることについて罰則を強化すべき。	捨てる事自体罰則強化しなければいつまで経ってもかわらない。	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集(パブリックコメント)へ提出された意見一覧

意見は提出された順に掲載しております。

	提出意見(全文)
1	<p>制度開始から2年と経過しない中での手数料の改定は、当初見通しが甘すぎた結果。 手数料を改定する具体的な根拠(システムの維持費、人件費、登録件数、ワンストップサービスに加入している自治体数、ワンストップサービス加入見込みの自治体数、等)がいっさい示されず、これで動物取扱業者や迎え入れる飼い主にマイクロチップの装着と登録は義務などと迫っても、到底受け入れられるものではない。 多くの人を受け入れられる理由ならともかく、コロナ禍における犬猫の新規登録数の増加傾向が今後も続くと見込んでいたというのは、あまりにお粗末であり、国が主導する制度において、なぜ令和6年4月を境に利用者負担が増えるのか、という理由になっていない。 どうしても手数料を変更するというのであれば、今後数十年にわたって耐えうる根拠を提示すべき。</p>
2	<p>あげるのはいいが努力義務としている事がおかしい。 捨てる事自体罰則強化しなければいつまで経ってもかわらないよ。 環境省や政府は団体に任せるんじゃなくもっと 動くべきでは？ちゃんとしたところに金使って後進国から早く脱出させな！</p>
3	<p>・変更届について 犬の名前やメールアドレスを変更する場合は、変更届の手続きとなるが、インターネット上の案内が分かり難く、所有者変更登録で手続きしてしまう者が多く見られる。この場合、犬の飼い主は誤って必要のない手数料を支払っている。特例通知を受けた自治体も混乱してしまう。 インターネットの案内を分かりやすくするとともに、所有者変更登録または変更届で入力できるコマンドを限定し、余計な手数料を徴収しないよう整備すべきと考えます。</p> <p>・住所の入力について 特例通知を郵便番号で自治体へ通知するのであれば、郵便番号は必ず正確に入力されるシステムとすべき。現行は、郵便番号と住所が連動しておらず、郵便番号の誤入力があった場合、正確に通知されない。当初、犬の登録とマイクロチップの登録をワンストップでできるようにと考えられた制度であるならば、正確に犬の登録が進むよう整備すべきと考えます。</p>
4	<p>法第39条の25第1項で令に委任された登録等の事務に係る手数料の値下げ 意見内容:手数料をワンコイン500円にすることを提案 意見理由:現在レース鳩は生後7日目頃に装着するつなぎ目のない脚環で管理されており、100%の装着率である。そして飼い主が負担するのは脚環代、登録料込みで140円だけであり、あとは協会が飼い主不明などで問い合わせがあれば完璧に対応している。http://www.jrpa.or.jp/ 犬の装着率が100%にならないのはその費用面もあると考える。ワンコインなら現未装着犬の装着も望める。装着の方法による違いもあると思うが思い切った対応を望みます。</p>
5	<p>マイクロチップ登録手数料アップに関して、国が先行してやっているものに関して、手数料額が実費に対して過小だから上げるという企業じゃないのに何をいってるんだ？という理由で値上げは些かでもなく確実におかしいのでは？ 国に利益は必要ないですし、この手数料のために現在不利益を被っているのは事業をしている我々です。 国には予算がありますし、この程度の予算は日本円発行するまでもなくあるはず。 これ以上経済状況を悪化させるような取り組みをする意味がわかりません。 システム上、とてもよい登録画面でもないですし、こちらで変更ができない部分もあり電話もすぐに繋がるわけでもありませんし、職員さんの態度が悪い方もいらっしますし。費用増額必要ありますか？あなた方、国ですけど。国民をこれ以上苦しませて、楽しいでしょうか？</p>

6	<p>マイクロチップ登録手数料アップに関して、国が先行してやっているものに関して、手数料額が実費に対して過小だから上げるという企業じゃないのに何をいってるんだ？という理由で値上げは些かでもなく確実におかしいのでは？ 国に利益は必要ないですし、この手数料のために現在不利益を被っているのは事業をしている我々です。 国には予算がありますし、この程度の予算は日本円発行するまでもなくあるはずで。 これ以上経済状況を悪化させるような取り組みをする意味がわかりません。 システム上、とてもよい登録画面でもないですし、こちらで変更ができない部分もあり電話もすぐに繋がるわけではありませんし、職員さんの態度が悪い方もいらっしゃいますし。費用増額必要ありますか？あなた方、国ですけど、国民をこれ以上苦しませて、楽しいでしょうか？</p>
7	<p>マイクロチップ登録手数料アップに関して、国が先行してやっているものに関して、手数料額が実費に対して過小だから上げるという企業じゃないのに何をいってるんだ？という理由で値上げは些かでもなく確実におかしいのでは？現状金だけとって事故補償は全くありません。 動物たちが痛い思いをして取り付けそれが原因で神経がおかしくなったり、コブができた場合でも自己責任のような現状の打開がないまま値上げ？馬鹿げてると思いませんか？ 勝手にスタートしたシステムを運用しているだけなのに値上げ。それがたった数百円でも数が重なれば現状も負担なのに更に負担です。 何に使うんですか？費用すら必要ないはずなのに。 国に利益は必要ないですし、この手数料のために現在不利益を被っているのは事業をしている我々です。 国には予算がありますし、この程度の予算は日本円発行するまでもなくあるはずで。 これ以上経済状況を悪化させるような取り組みをする意味がわかりません。 システム上、とてもよい登録画面でもないですし、こちらで変更ができない部分もあり電話もすぐに繋がるわけではありませんし、職員さんの態度が悪い方もいらっしゃいますし。費用増額必要ありますか？国にが予算だせば事足りるでしょう あなた方、国ですけど、国民をこれ以上苦しませて、楽しいでしょうか？</p>
8	No,7と同じ
9	No,7と同じ
10	<p>手数料の改定に反対します。 ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて増加傾向にあった犬又は猫の新規飼養頭数の減少の見込み等の今後の見通し」とありますが、その見通しの根拠が不明なため。 ・また第三十九条の六の変更登録ですが、ペットショップがブリーダーから仕入れた際や、飼い主がペットショップから購入した際など、所有者が代わるたびに変更登録が必要なため、実質販売犬猫1頭にかかる手数料は従来より大幅に上がることから、値上げ改定の必要はないため。 ・そもそも一度法律で決まったあとの議論であること、また、2022年6月から環境省が運営元となったことを、AIPO登録者に移行の告知案内等をせず、それにより移行登録者が少ないことにより、一件あたりの手数料額が実費に照らして過少であるとして手数料を上げるというのは納得できないことから。</p>
11	<p>現時点での一部改正の政令案に反対いたします。 ・同時期に施行された飼育管理基準の厳格化(数値基準)、繁殖年齢・回数制限等により、繁殖業を営んでいる方は大変厳しい状況にあります。この段階でのマイクロチップ登録手数料の値上げは繁殖業者にとって更なる負担となることが懸念されます。 ・(公社)日本獣医師会様のご事情並びに改正理由は理解いたします。しかしながら、当法令施行後一年あまりのため、改正は慎重を期していただきたいと考えます。</p>

12	<p>様々ありますが、意見を箇条書きさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・値上げの前に犬の登録をマイクロチップに一本化すべき ・毎回、登録のたびに保健所へ行き鑑札をもらい費用を払うのが手間すぎる。デジタル化すべき ・登録証の訂正、再発行を無料にしてほしい。 ・一般飼い主が全員名義変更すれば値上げをしなくても良いのではないか。 <p>以上</p>
13	No.12と同じ
14	<p>施行実施から1年2ヶ月での手数料料金が大幅に値上げされるのは拙速すぎるので改正に反対</p> <p>マイクロチップ本体や装着手数料に飼育者の負担増が大きいの上に登録にかかる手数料料金を早々に値上げすることは平準化や普及に大変大きな影響が出ると思われる。平準化や普及に大変大きな影響がないとのデータを示してから手数料料金見直しを検討すべきです。特に狂犬病予防接種率に影響がなく、逆に向上につながるとのデータを示してほしい。従って、5-10年の施行実施状況データを蓄積してから検討すべき事象</p>
15	<p>登録証の訂正、再発行は無料にしてほしい</p> <p>田舎では、マイクロチップを入れても、なんの意味もない</p>
16	マイクロチップ登録費用、値上げの前に犬の登録をマイクロチップに一本化するべきだと思う
17	<p>値上げの額としては仕方ない部分もあるが、そもそも根本的な点で間違っている。</p> <p>現在、飼い主や事業者は地方行政と環境省と二重の登録を強いられている。(ワンストップ特例地域を除く)手間と費用は大変重い。</p> <p>値上げする前に、環境省に一本化すべきである。二重登録が解消できないまま値上げすることは許されない。</p> <p>全頭マイクロチップ登録になっているのに、未だ鑑札と狂犬病済証を買い装着しなければならない。</p> <p>デジタル化を進める政府の方針にも差異がある。これらも解消しないままの値上げは到底許されるものではない。</p> <p>環境省データベース登録を進め値上げをするならば、地方行政との二重登録を解消し、狂犬病予防法(第二章)を改訂すべきである。</p>
18	<p>マイクロチップの料金について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者登録の際にかかる費用を軽減してほしい。 ・一般の飼い主さんに譲渡する際に登録料金として1000円ほど徴収すればいいと思う。 ・マイクロチップと鑑札の1本化を早く進めてもらいたい。 <p>住所変更をする際に自治体によっては窓口まで行って変更しなければいけないのはデジタル化を進めている時代に反している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップの装着に関しては任意でいいと思う。 <p>断尾や断耳をやらない方針に進んでいるのに、リスクを背負って無理やりマイクロチップを入れるのはどうかと思う。</p>
19	登録件数が推測値より少ないのは、業者だけが罰則付きで義務化され、飼育者を努力義務としたからではないでしょうか。飼育者に対して装着、登録の普及活動を環境省主導で獣医師会と一緒に推進し、登録件数を増やす努力をしてから値上げの話があるべきと考えます。

20	<p>獣医師会に対する問題点 マイクロチップ獣医師会は自ら指定登録機関へ応募し、かつ登録料300円の価格設定をかつ登録料300円の承認の上で引き受けたのではないか。それを半年も経たず、値上げするのは十分な熟慮がなされなかった、もしくは運営に至るまでの準備期間が十分ではなかったのではないか。値上げを行う前に、何らかの自助努力をすることが最優先。 例 現在、努力義務である飼育者に対して、環境省と連携してマイクロチップ装着の普及活動を行い、登録数を少しでも増やす。 例2:コスト軽減に対する努力、運営に関わる人員、配置の見直しなど。 義務化されている業者、指定登録機関の選考から落選した民間業社が値上げに対して納得できるような計画書ならびに、収支報告書の公開を要求します。 1 計画当初の業者登録件数、飼育者の登録件数見込み 1 運用後の業者登録件数、育者の登録件数 3 値上げ後の運営計画書 改正の趣旨に「情報登録システムの改善及び再改等のための費用増加」の件に関して、半年と経たずシステムの改善、変更をすることは疑念を抱きます。具体的な説明を求めます。</p> <p>環境省に対する問題点 半年と経たずして値上げをするのは、十分な計画がなされず、マイクロチップ装着の運用を環境省もしくは何らかの圧力で急ぎすぎた結果ではないか。登録機関の選定を行なった環境省(の担当者)に問題があります。マイクロチップ装着の義務化が施行される以前、民間の登録業者が何社かありました。指定登録機関が獣医師会の1機関で妥当か、もしくは当初の登録料300円で運営できる業者はないか、などもう一度指定登録機関の見直しが必要ではないか。値上げの趣旨に「新規養頭数の現象見込み」とありますが、我々ペット業界は2019年法改正の前から、科学的根拠に基づき、犬の飼育頭数が動愛法改正のたび、減少傾向にあることを再三訴えて参りました。計画当初の業者登録数、飼育者の登録数の推計、ならびに運用後の各登録件数の公表の要求をします。登録件数に加え、価格設定は妥当か、獣医師会だけでなく、民間業社を含め当初の価格設定300円で運営の継続ができるかどうか、業社戦隊の審査が不十分ではなかったのかと疑問を抱きます。今一度、十分な説明をしていただかないと納得がいきません。環境省は登録件数を増やすため、努力義務である育者に対して何らかの啓蒙活動をしたのか、してもいないのに即値上げというのは、いかなるものでしょうか。そもそも登録件数が推測値より少ないのは、マイクロチップ装着を業者だけが罰則付きでの義務化され、飼育者は努力義務としたからではないでしょうか。説明をお願いするとともに、飼育者に対しての装着普及活動を環境省主導で獣医師会と一緒に推進し、登録件数を増やすべきではないか。マイクロチップ装着に対する意義も曖昧であること、マイクロチップ装着に関する健康被害の報告もあること等を含め、ここで精査、振り出しにする必要もあるのではないのでしょうか。</p>
----	---

21	<p>マイクロチップの登録手数料が値上げされるという政令案に対して、意見理由に示す通り多くの問題や、納得いかない点がありますので、強く反対いたします。</p> <p>動物愛護法におけるマイクロチップ登録手数料の値上げに反対する意見が多数あることは周知の事実だと思っております。</p> <p>この法改正は、マイクロチップの装着が義務化されたばかりであり、飼い主及び我々ペットショップやブリーダーにとってさらに負担が大きくなることが明らかとなっております。</p> <p>また、ペットの飼育に関する費用(ペットショップ、ブリーダー及び、飼育者含む)が高騰していることで、飼い主がペットを手放すことを余儀なくされる可能性もあります。</p> <p>このような問題に対して、法改正を見直すことが求められている状況での登録手数料の増額には納得ができません。</p> <p>ただでさえ、飼育管理の基準が改正されほとんどのブリーダーやペットショップの経営状況が圧迫されている中での値上げには到底受け入れられません。これまでの法改正により多くのブリーダー、ペットショップが資金調達、営業努力を全力で行っている状況をご理解しておりますでしょうか。日本獣医師会に関しても値上げで解決するのではなく、経費削減努力などの見直しから始めるべきだと思います。</p> <p>日本獣医師会が当初試算するにあたり、予測が甘かったのではないかとしか考えられない。当初の試算案と詳細及び、今回改正に至った試算案と詳細を明確に公開していただかなければ納得できることはできません。</p> <p>ただし、値上げに踏み切る前に、努力できることはいくらでもあるはずだと思います。マイクロチップの登録率は犬猫合わせて50%台に留まっており、飼育者の方の努力義務に対し、何も対策していないと認識しております。日本獣医師会と環境省がしっかり連携を取り、マイクロチップ装着割合を増やすための普及活動を行ってから値上げを検討してください。</p> <p>値上げをする原因の詳細試算は全くわかりませんが、他社民間登録事業者の犠牲の上に成り立っていることを忘れていただきたい。</p> <p>前に述べたように、コスト削減や情報処理の簡素化に対して、自助努力が最優先だと思われます。</p> <p>今までの法改正を一方向的に強制する中、一切の助成金や補助金が無く、ただペットショップとブリーダーに負担を強いる状況にさえ納得ができていないにも限らず、さらなる負担増を受け入れるわけにはいきません。</p>
22	<p>動物取扱業者です</p> <p>登録費用の値上げについて意見を述べさせていただきます。</p> <p>ペット所有者の統一された情報管理の趣旨に賛同しますし登録に関する費用請求が資格所有者に限られていることも理解いたします。ただ登録作業に関わる人件費は義務化前と比較し増大したままです。</p> <p>私ども業者も登録サイトオープン当初は電話窓口の方々に大変お世話になりました。</p> <p>しかし現在は稼働しているシステムを利用するのみでサイト電話窓口へ電話連絡することはほぼ全くありません。つまり私ども業者によるサイトの運営負担は軽減されているのではないかと考えております。</p> <p>一方で一般の買主様を対象としたサイトの運営負担が増大しているのではないかと考えております。登録数量が多く様々な手順が必要な登録作業による人件費負担は今後も軽減される見込みはありません。加えて今回の値上げとなると更なる負担費用の増大です。動物取扱業関連の登録費用は値上げではなく今後無償になる方向でご検討いただくようお願い申し上げます。</p>
23	<p>マイクロチップと保健所の登録は二度手間です。</p> <p>マイクロチップ一本化にするべきだと思います。</p>

24	<p>マイクロチップ登録手数料の値上げについては、意見理由に示す通り数多くの問題点や納得しがたい点があり、強く反対します。</p> <p>(1)当該登録制度は、令和元年の動物愛護管理法改正により導入されたもので、施行からわずか数年のうちに政令改正を行うことは行政自らの失敗を認めた点では評価出来るものの、甚だ奇異な感を抱かざるを得ないのも事実である。実際の登録料を負担するブリーダーやペットショップにとっては、ただでさえ飼養管理基準の改正(規制強化)により厳しい経営状態となっている中で、更なる負担増となる料金の値上げの理由が明確にならない限り、受け入れることは出来ない。</p> <p>(2)即ちその原因が指定登録機関の運営上の問題から生じたものか、あるいは環境省の当初の料金設定に問題があったのか、そのいずれかであることは論を俟たない。動物愛護管理法の要の一つとも言うべき制度であるから、その原因を十分に分析、検討、公表することは不可欠であり、第三者など関係者を交えた委員会等の設置を求める。</p> <p>(3)そもそも本登録制度は、災害等により飼い主から離れた犬・猫が無事に戻るためのシステムとして作られたものと理解する。しかるに飼い主の登録は未だに進展しているとは到底言い難い状況にある。その原因は制度設計そのものに欠陥があると考えるのが自然であり、この機会をとらえて、制度全体の根本的な見直しに着手することを要望する。</p>
25	<p>マイクロチップ(以下、「MC」という。)登録手数料額の見直し(値上げ)については、下記、意見理由に示す通りの懸念がございますので、十分な検討、慎重な判断をされるよう希望いたします。</p> <p>法施行に基づき運用を行う指定登録機関の多々の労苦は漏れ伝わるところではありますが、登録料の施行から1年足らずで見直し(値上げ)の検討には、疑問を抱かざるを得ません。検討に際しては、情報登録システムの改善及び更改等が発生している事由等、値上げが必要であると客観的に判断、理解できる根拠、また当初の収支計画との乖離状況や経費削減に対する取り組み等の数値を開示する必要があると考えます。</p> <p>当該制度、登録事務手続き等の事業を継続させるには、一定程度の収支の均衡が必要であると理解はするものの、MC装着・登録の所期の目的の達成に向けた措置、例えば現在、努力義務である第二種動物取扱業(保護団体等)が飼養する犬猫やブリーダーが改正前から飼養している犬猫に対するMC装着を義務化する等、対象外とされる団体や特例対象の見直しを検討する必要があると考えます。</p> <p>当該事業による飼養者や事業者、自治体の更なる利便性の向上が必要であると考えます。例えば、MC装着時に犬の登録までを連動できる仕組みや、全ての自治体が狂犬病予防法の特例制度に参加し、環境省のMCシステムと厚労省の犬の登録台帳が一本化されることになれば、自治体間における速やかな共有や手続きが簡略化され、ひいては所有者の不要な手間や時間、コストの削減が図れると想定され、登録手数料の改定(値上げ)に対する理解は深まると考えます。</p> <p>特に、特例制度の一本化については、新規登録および所有者変更登録が正しく行われ、本来あるべき登録件数となることによって、相対的にコストを減らすことができるとともに、正しいことを行っている者がそうではない者の負担を行う等といった一部の不平等も減らせるのではないかと考えます。そして、飼い主への周知 行政側の追跡 明確な罰則といった部分にリソースを掛けることで、今後のMCの有効性が更に向上され、官民にとってより有益な取り組みになるかと考えます。</p> <p>現在、法施行前から飼養されている犬猫のMC装着は努力義務であることから、MC未装着の犬猫が多数いるかと思えます。国としてMC装着及び登録数を推進するさなかで、時期尚早な改定(値上げ)は、これらの施策に影響が生じるものと考えます。</p> <p>ブリーダーにとっては、既に動愛法改正に対応するための多額の設備投資に加え、今後、1人当たりの飼養可能頭数の削減等もあり、事業費用の上昇が見込まれています。故に小規模・零細事業者の廃業が増加することも想定され、ブリーディングを通じた種の保存への影響が懸念されます。</p>

26	<p>マイクロチップ登録手数料値上げに伴う、制度内容充実の要望</p> <p>マイクロチップ登録手数料の値上げについて、その理由に「飼育頭数減少の見込み」があります。飼育頭数が減れば事務作業等の労力も減ると思うのですが、費用は上がるということに矛盾を感じております。それであれば、内容の充実が伴うべきではないでしょうか。</p> <p>現在、迷子の犬や猫のマイクロチップの読み取り確認は、ほとんどの自治体で生きて保護された場合のみです。路上等で死亡して発見された場合のマイクロチップの読み取りを実施している自治体は全国でも少数です。令和3年に、私が住む埼玉県で屋外死亡動物のマイクロチップ読み取り確認について調査をしたところ、実施していたのは63自治体のうち2自治体のみで(添付資料)、動物の死骸を回収する業者との決め事や・回収する場所の管轄の違い・地域性などから、実施が難しいことがわかりました。しかしその後、川口市では対応をしてくださるようになりました。今後、マイクロチップ登録手数料が値上げとなるのであれば、登録するメリットが現状よりも増えるべきであると考えます。生死にかかわらずペットと思われる動物へのマイクロチップの読み取り確認実施を全国で義務化し、1頭でも多くの動物を飼い主の元に返還していただきたいです。指定機関に登録された動物が死亡した場合に届出が必要なことにもつながります。</p> <p>また、平時から生死にかかわらずペットと思われる動物にマイクロチップの読み取り確認実施を習慣づけておくことは、災害時の復興を促進する手助けにもなり、国民(飼い主)の心を守る事にもつながると思います。</p>
27	No,24と同じ
28	<p>獣医師会は自分らで指定登録機関へ応募し、登録料300円の価格設定を承認の上で引き受けたのではないのですか。こんなにも早く値上げするのは熟慮と計画不足を感じる。素直にはいそうですかとは言いたくない。値上げを行う前に自助努力を行いその内容を公開して納得させてほしい。</p>
29	<p>値上げに対して十分な根拠の開示もなく実行するという事に納得ができません。今一度その理由を根拠を添えて開示を求めます。</p>